

# 市民参加協働部・上田地域自治センター

## 平成30年度 重点目標

- 1 地域内分権の確立に向けた地域主体の自治の推進
- 2 参加と協働によるまちづくりの推進
- 3 地域の特性・特色を活かした取組や活動への支援
- 4 人権を尊重し男女が等しく参画する地域社会形成への意識の醸成
- 5 多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進

重点目標	地域内分権の確立に向けた地域主体の自治の推進		部局名	市民参加協働部 上田地域自治センター	優先順位	1位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(3) 市民満足度を向上させる、人・組織の改革 カ 地域内分権による地域の自治の推進				
現況・課題	<p>市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、最終工程と位置付ける第4ステージにおいて、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として地域担当職員の配置及び地域予算（交付金制度）の構築に向けた取組を進めています。</p> <p>「住民自治組織」について、まずは住民代表と市職員で構成する設立準備会組織として「地域経営会議」を地域協議会単位で設立いただき、住民自治組織設立に向けた協議や今後のまちづくりの検討を行っていただくこととしました。平成30年4月現在で中央地域と西部地域を除く7地域に「神科」、「豊殿」、「城下」、「川辺泉田」、「塩田」、「川西」、「丸子」、「真田」、「武石」の9つの住民自治組織が設立されています。各組織においては、役員の選定や組織運営の定着化のための活動、各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定などが進められており、先行する組織においては、まちづくり計画に基づいた活動が本格化してきています。西部地域においては、平成28年12月に地域経営会議が設立され、協議が進められており、平成30年度の早い時期での住民自治組織設立を目指しています。また、中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議が設立され、単独での住民自治組織設立を目指す神川地区を除く4地区（南部、中央、北部、東部地区）では住民自治組織の枠組みについての協議が、神川地区においては地区自治連や振興会等による協議がそれぞれ始められています。今後は、市内全域で地域内分権の足並みが揃えられるよう取り組むとともに、地域内分権の進捗に合わせ、市の支援策も更に整えていく必要があります。</p>					
目的・効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治システム（住民自治組織）の仕組みを構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元なまちを創り上げることで「健（康）幸（福）都市」の実現を目指します。					
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	<p>○住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援</p> <p>(1) 設立3年目の組織に対して、本格化する活動を人的、財政的に支援するとともに、設立2年目の組織に対しては、組織運営と活動の円滑な推進の基礎づくりを支援します。</p> <p>(2) 西部地域では、平成30年度の早い時期での住民自治組織設立と設立後の運営支援に努めます。</p> <p>(3) 中央地域では、中央4地区と神川地区で住民自治組織設立に向けた協議を促進します。</p>	年度末まで	<p>(1) 住民自治組織設立地域においては、それぞれの組織ごと、活動の支援やまちづくり計画策定、組織定着化の支援を行います。</p> <p>(2) 西部地域では、平成30年度の早い時期での組織設立を目指します。</p> <p>(3) 中央地域では、平成31年度での組織設立に向け支援を行います。</p>	<p>(1) 設立済みの7地域9組織の活動について、制度の適切な運用の浸透を図るため、地域担当職員と連携し、各組織からの相談に対して支援を実施しました。また自治連役員会にて住民自治組織に関する勉強会を4回実施しました。</p> <p>(2) 本年6月26日に「西部地域まちづくりの会」が設立されました。</p> <p>(3) 「中央地域まちづくり検討会」では、中央4地区での枠組み協議と神川地区部会での組織設立に向けた協議を定期的に開催しました。</p>	<p>(1) 8地域10組織に対して地域担当職員、協働推進員と連携して各組織の活動を支援しました。設立2年目の塩田地域で地域まちづくり計画が策定されました。また、初めての全組織を対象とした正副会長による全体会議を開催し、情報共有を図りました。更に、組織の事務負担軽減を目的に会計ソフトを導入し、会計処理の統一化を図りました。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 「中央地域まちづくり検討会」では、中央4地区での枠組み協議を3回実施しました。また、神川地区では単独での設立を目指し、関係団体による協議を8回行い、平成31年度の早い時期に設立される見込みとなりました。</p>	
②	<p>○地域担当職員の配置などによる地域支援</p> <p>地域担当職員を地域自治センター等に配置し、地域内分権への住民意識を高めながら、地域経営会議や住民自治組織の取組を支援します。</p> <p>また、地域担当職員未配置の地域では、市民参加・協働推進課、地域自治センターの職員が取組を支援します。</p>	年度末まで	地域担当職員により、住民自治組織の円滑な運営や活動の支援を行うとともに、中央及び西部地域では組織設立に向けた支援を行います。	地域担当職員と連携し、各住民自治組織、地域経営会議に対して、地域内分権への意識向上と合わせて、取組への支援を行いました。地域担当職員未配置の丸子地域に対しては、地域振興課と連携し支援を行いました。	地域担当職員、協働推進員等と連携し、各住民自治組織、地域経営会議に対して、地域が主体となった課題解決への理解を深めるなど支援を行いました。	
③	<p>○地域予算の確立</p> <p>9つの住民自治組織に対する交付金（組織の定着化を目的とする交付金）による支援を継続しながら、わがまち魅力アップ応援事業の財源の交付金化や自治会に対する補助金等の住民自治組織への移管などによる新たな交付金制度の構築に向けて庁内検討を進めます。</p>	年度末まで	平成31年度からの新交付金の交付を目指し、庁内での検討を進めます。	新たな交付金の制度設計に向け、自治会への交付金・補助金などについて、交付金化できるメニューを関係課と調整・協議を行いました。	新たな交付金制度の平成31年度からの交付には至らなかったが、制度設計を精査し、実施計画には掲載されました。	
④	<p>○地域協議会の今後のあり方の検討</p> <p>全市的な住民自治組織の設立を見据え、市の附属機関である「地域協議会」の今後のあり方について検討を行います。</p>	第7期（H30～H31）の間	第7期任期中に地域協議会のあり方について検討を進めます。	地域協議会の提言に対する市の取組状況の調査の準備を進めました。	地域協議会事務局の担当者会議を開催し、各地域協議会の現状について情報共有を行うとともに、地域協議会と住民自治組織の役割の違いなど、今後のあり方について協議しました。	
特記事項	<p>○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点</p> <p>「住民が主役のまちづくり」の仕組みとなる地域内分権確立に向けた取組である。</p>			<p>○取組による効果・残された課題</p> <p>設立された10組織については、支援により自立した活動の取組が始まった。また、中央地域では神川地区が単独で設立を目指すなど一定程度の進捗は見られたが、残る中央4地区に対しては、枠組みの検討や地域に出向いて働きかけるなど引き続き設立に向けた支援が必要である。</p> <p>既に設立済みの組織に対しては、事業の本格化が見込まれることから、自治会の負担軽減も検討しながら新たな交付金制度を確立する必要がある。</p>		

重点目標	参加と協働によるまちづくりの推進		部局名	市民参加協働部 上田地域自治センター	優先順位	2位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第1節 参加と協働による自治の推進		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 住みたい住みたいと思うまちづくりへの改革 (3) 市民満足度を向上させる、人・組織の改革		オ 市民と行政との情報共有の推進 カ 地域内分権による地域の自治の推進			
現況・課題	上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、施行から5年目にあたる平成27年度に、上田市自治基本条例検証委員会において検証を行い、条例の改正を行いました。条例検証委員会からの提言（条例の改正、逐条解説の見直し、条例の運用にかかる提言）を踏まえ、改正条例に対する職員の理解を深めるほか、市民に対しても様々な機会を捉え、自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定した「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、必要な環境づくりに取り組むとともに、まちづくりの担い手として位置づける地域コミュニティの支援や、地域リーダーの育成に取り組む必要があります。					
目的・効果	上田市自治基本条例について、検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらに地域リーダーの育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。					
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化 (1) 基本理念を浸透・周知するために職員研修を実施する。また、協働推進員による周知及び意識共有の向上も合わせて図る (2) 広報誌等に基本理念を周知するための記事を掲載することで住民への浸透と意識の向上を図る (3) 協働のまちづくり指針の改訂に向けた環境づくり及び評価・検証	年度末まで	(1) 基本理念に関する職員研修を開催する。協働推進員による周知とを通じ各課所への基本理念の浸透を図ります。 (2) 広報うえだへの記事掲載 (3) 「協働のまちづくり指針」に基づき、協働事業について各課所への照会を行い、評価・検証をします。	(1) 5月に協働推進員を81課所に設置（委嘱）し、7月3日に研修会を実施しました。 (2) 広報への掲載に向け準備中です。 (3) 関係各課の取組を照会中です。	(1) 自治基本条例の基本理念を周知するため、職員を対象に地域協働推進研修会を（H31.1.11）に実施しました。 (2) 職員を含め住民自治組織、地域協議会委員、自治会長を対象にまちづくり講演会を（H31.1.30）開催し、市民への周知を図りました。 (3) 「協働推進のための環境づくり」の取組状況について各課への照会を行い、「協働のまちづくり指針」改訂に向けた検証を行いました。	
②	○地域リーダーの育成 (1) 住民自治組織の担い手育成を目的とした地域づくり人材育成講座の実施	年度末まで	(1) 住民自治組織の担い手育成を目的とした「地域づくり人材育成講座」を開催する。	(1) 今年度は「福祉」をテーマとして、10月23日から1月25日までの間に計5回の講座を開催することを決定しました。	(1) 長野大学と連携し住民自治組織の福祉部会担当者を中心に地域担当職員も参加して、「高齢者福祉」をテーマとした講座を実施しました。（現地研修を含む講座を5回、延べ116人参加）	
③	○市から依頼する委員、事業の見直し (1) 自治会の負担軽減を図るため、自治連・関係各課との協議を実施	年度末まで	(1) 市内全域での住民自治組織の設立を見据え、自治会や自治連に依頼している各種委員、事業について自治連及び関係各課と協議をする。	(1) 自治連と協議し、「少年補導員」の選出区分の見直し（各自治会→地区連）により、66人削減しました。	(1) 広報うえだの発行を平成31年5月から、月1回の発行とすることを決定しました。 ・自治会運営を担う人材確保のため、不動産関係団体と「自治会への加入促進に関する協定」を締結しました。（H31.1.24）	
④	○わがまち魅力アップ応援事業における全市分対象事業のあり方の検討 (1) 平成31年度で新規募集を終了することに伴い、全市分対象事業のあり方の検討を行う (2) 平成30年度事業を有効かつ適切に実施します。 (3) 事例集の発行など周知に努め、効果的な活用につなげます。	年度末まで	(1) 平成31年度で新規募集を終了することに伴い、全市分対象事業のあり方の検討を行う。 (2) 複数回募集を行うほか採択事業を積極的に支援します。 (3) 事例集を作成し自治会等関係団体へ配布、ホームページへ掲載する等、市民への一層の周知を図ります。	(1) 現制度に対する意見や補助率、上限額など今後希望する制度内容等を把握するため、これまで補助制度を利用した団体へのアンケート調査を実施しました。 (2) 前期2回の募集を行い、申請事業97件のうち、87件が採択されました。採択された団体に対して地域協議会の意見を踏まえた助言を行いました。 (3) 事例集を発行するため、60の団体から活動画像等の提供を受けました（発行は11月中旬を予定）。	(1) 補助団体へのアンケート調査を実施し、対象159団体のうち、105団体から回答を得ました（回答率66.03%）。平成31年度をもって新規募集は終了となります。平成32年度以降の新たな補助制度については、長野県地域発元気づくり支援金との整合性を図りながら検討を進めてまいります。 (2) 平成30年度は94件（新規28件、継続66件）の事業に対し、総額で42,330千円の補助を行いました。 (3) 平成29年度実施事業の事例集を10月に650部発行し、自治会等へ配布したほか、地域協議会での報告会の実施、市HP等で広く周知しました。また、補助事業のイベント情報についても市HP等へ掲載するなどの情報発信を行いました。	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点					

重点目標	地域の特性・特色を活かした取組や活動への支援			部局名	市民参加協働部 上田地域自治センター	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進			まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	各地域では、第二次上田市総合計画に位置付けられた「地域特性と発展の方向性」の実現に向けた地域課題の解決や新たな価値を創造する活動など、自治会や振興会、市民活動団体等による主体的な取組が展開されています。住民自治による「地域の個性や特色を生かした魅力ある地域づくり」を進めるためには、地域コミュニティの活性化や団体間の連携（ネットワーク化）を一層推進し、住民が主体となって自ら「決定」し「実行」する機能を有した組織づくりを進める必要があります。						
目的・効果	市民と行政が地域課題や目的意識を共有し、役割と責任を担い合いながら連携、協力することで、自治基本条例に掲げる参加と協働を具現化し、地域のことは地域で考え、行動する地域づくりを推進することにより、地域内分権確立に向けた機運の醸成を図ります。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○神科・豊殿それぞれの住民自治組織がまちづくり計画に基づく事業運営への支援 ○地域おこし協力隊による地域活動への支援（豊殿地域自治センター）	年度末まで	○神科・豊殿の住民自治組織のまちづくり計画に基づく円滑な事業運営への支援 ○わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業による地域振興・活性化活動への支援	神科まちづくり委員会の活動について役員会4回、5部会延べ20部会の開催を支援、豊殿まちづくり協議会の活動について役員会5回、4部会延べ20回の開催を支援しました。地域おこし協力隊の棚田振興事業等に対して支援し、わがまち魅力アップについては新規5件、継続6を支援（第2回募集分まで）しました。	神科まちづくり委員会の活動について役員会6回、5部会延べ30回の開催を支援、豊殿まちづくり協議会の活動について役員会10回、4部会延べ40回の開催を支援しました。わがまち魅力アップについては新規5件、継続6件の11件の事業を支援しました。地域おこし協力隊事業については、棚田振興事業等の取り組みに対して支援をしました。		
②	○住民自治組織「塩田まちづくり委員会」の活動への支援 ○地域おこし協力隊等により地域住民が主体的に取り組む活動への支援（塩田地域自治センター）	年度末まで	○自治会や関係団体等が連携した住民自治組織の定着化に向けた支援 ○わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業による地域活動への支援	塩田まちづくり協議会については「まちづくり計画」を策定するため、役員会4回、各部会や正副会長会等を合計40回開催しました。それらの会議について資料作成や会議出席等の支援を行いました。わがまち魅力アップ応援事業については9件（継続6件、新規3件）採択され、住民の主体的な取組を支援しています。地域おこし協力隊については、11月からの活動開始に向けての準備を進めています。	住民自治組織（塩田まちづくり協議会）は、「まちづくり計画」を策定しました。31年度はこの計画の基づき事業を計画実施していきます。役員会9回、各部会67回の会議開催を支援しました。地域おこし協力隊員は11月1日に着任し、地区の活動について、関係団体と6回の協議を実施しました。わがまち魅力アップ事業10件（新規4件、継続6件）により、住民の主体的な取り組みを支援しました。		
③	○住民自治組織（川西まちづくり委員会）の活動への支援 ○わがまち魅力アップ応援事業等により地域住民が主体的に取り組む活動への支援（川西地域自治センター）	年度末まで	○住民自治組織の円滑な活動実施への支援 ○わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業による地域活動への支援	住民自治組織（川西まちづくり委員会）の活動について、事業の実施に向けた運営委員会1回、6部会の延べ28回の会議の開催を支援しました。わがまち魅力アップ応援事業5件（継続5件）により、住民の主体的な取り組みを支援しています。地域おこし協力隊員により、地域の活動団体を支援するとともに、フェイスブックにより地域の新たな魅力発信に努めています。	住民自治組織（川西まちづくり委員会）の活動について、事業の実施に向けた運営委員会2回、6部会の延べ48回の会議の開催を支援しました。わがまち魅力アップ応援事業6件（新規1件、継続5件）により、住民の主体的な取り組みを支援しました。地域おこし協力隊員により、地域の活動団体を支援するとともに、フェイスブック、小冊子により地域の新たな魅力発信に努めました。		
④							
⑤							
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

重点目標	人権を尊重し男女が等しく参画する地域社会形成への意識の醸成		部局名	市民参加協働部 上田地域自治センター	優先順位	4位
総合計画における 位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け		戦略	施策体系
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け						
現況・課題	<p>上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。特に児童虐待、いじめ、DV、インターネットによる人権問題のほか新たに発生する人権問題への対応などが求められています。</p> <p>男女共同参画の推進では、施策の基本的な事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「第3次上田市男女共同参画計画（H29～H33）」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。</p> <p>世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。</p>					
目的・効果	<p>人権尊重の都市宣言をもつ上田市にとって、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することは最も必要なことであります。そのためにも「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に基づき、各種施策を進める必要があります。「人権尊重」の意識が市民にとってより身近なものとなるよう啓発、相談及び支援体制を整え、差別のない明るいまちづくりを目指します。</p> <p>本年度は「第3次上田市男女共同参画計画」（平成29年度から33年度）の2年目となります。計画しているさまざまな分野での取組により、女性と男性が互いに人権を尊重しあい、それぞれの能力を発揮できる社会の実現を目指します。</p> <p>市では「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言を行っており、平和に関する取組を推進することにより、恒久平和の実現を目指します。</p>					
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
① ○人権等に関する相談・支援体制の整備・充実 (1)人権擁護委員による人権相談 上田・丸子・真田・武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携） 子ども心配ごと相談、女性の悩みごと相談 (2)同和問題に関する相談 隣保館や市民団体による人権相談	(1) 通年 (2) 通年	(1)・特設相談：上田・丸子 各月1回、真田2回、武石4回 ・常設相談：毎週月・水・金曜日 (2)・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制	(1)人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田（月1回）、丸子地区（5回）、真田地区（1回）、武石地区（2回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談、子ども心配ごと相談（1回）、女性の悩みごと相談（1回）を実施しました。 (2)同和問題に関する相談 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談を実施しました。		(1)人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田（月1回）、丸子地区（10回）、真田地区（2回）、武石地区（4回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談、子ども心配ごと相談（2日）、女性の悩みごと相談（2回）を実施しました。 (2)同和問題に関する相談 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談を実施しました。	
② ○男女共同参画啓発事業の推進 (1)市民との協働による男女共同参画意識の啓発及び出前講座の実施 (2)市民フェス・シルキーフォーラムの開催 (3)女性団体の合同事業・研修会の開催 (4)講演会、講座の開催 (5)男女共同参画推進事業者表彰の実施	(1) 通年 (2) 市民フェス6月フォーラム 10月 (3) 通年 (4) 通年 (5) 3月	(1)出前講座や男女共同参画コミュニケーター等による啓発推進 (2)市民フェス、フォーラム開催 (3)女性団体の研修会等 1回以上 (4)主催講演会・講座 各2回以上 (5)事業者表彰 2団体以上	(1)出前講座 0回 (2)市民フェスティバル（事業者表彰発表・講演会・上映会）「私の終わらない旅」6/30 参加者240人、映画の集い（丸子）9/21参加者284人 (3)女性団体合同事業（吉永小百合ほか朗読コンサート）1回、女性団体研修会7回 (4)講演会2回 (5)男女共同参画推進事業者表彰広報うえだ9/16号にて募集記事掲載		(1)出前講座を2回実施しました。 (2)市民フェスティバル（事業者表彰発表・講演会・上映会「わたしの、終わらない旅」）を6月に開催し、参加者は240人でした。また、映画の集い（丸子）を9月に実施し、参加者は284人でした。 (3)女性団体合同事業（吉永小百合ほか朗読コンサート）を1回、各女性団体研修会を7回行いました。 (4)男女共同参画講演会等、講演会を2回実施しました。 (5)男女共同参画推進事業者表彰（馬場町自治会、(株)みすず総合コンサルタント）を3月に実施しました。	
③ ○平和啓発事業の実施、推進 (1)原爆パネル展の実施及びパネルの貸出 (2)継続的な啓発事業の検討	(1) 通年 (2) 通年	原爆パネル展の開催 9か所 継続的な啓発事業の検討	(1)原爆パネルの展示（中央、西部、城南、上野が丘、塩田、川西の6公民館と丸子、真田の2地域自治センター、武石温泉うつくしの湯）と原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知を行いました。 (2)「平和大行進」（7月5日実施）と「反核平和の火リレー」（7月23日実施）への支援と、講演会や映画会など継続的な啓発事業の検討を行いました。		(1)原爆パネルの展示（中央、西部、城南、上野が丘、塩田、川西の6公民館と丸子、真田の2地域自治センター、武石温泉うつくしの湯）と原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知を行いました。 (2)「平和大行進」（7/5）と「反核平和の火リレー」（7/23）への支援と、来年度の平和祈念事業を計画しました。	
④ ○市民プラザ・ゆう事業の推進 (1)主催講座として資格取得支援講座などの開催 (2)“女性相談員によるなんでも相談”開催 毎週火曜・木曜日等に実施	(1) 通年 (2) 通年	資格取得支援などの講座を開催し、女性労働者の教養及び能力の向上と福祉の増進を図ります。 女性相談員による相談事業を週2回、弁護士相談を偶数月1回、奇数月2回行い問題解決の一助とします。市民プラザ・ゆう主催講座14講座	(1)知識教養講座、スキルアップ講座、マインドアップ講座など10講座を実施しました。 (2)毎週火曜日、木曜日に“女性相談員によるなんでも相談”と、奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に“女性弁護士による法律相談”を実施しました。		(1)知識教養講座、スキルアップ講座、マインドアップ講座など14講座を実施しました。 (2)毎週火曜日、木曜日に“女性相談員によるなんでも相談”と、奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に“女性弁護士による法律相談”を実施しました。	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題 平和な社会を次世代に引き継ぐため、継続的な平和啓発事業のあり方の検討が必要です。また、女性相談員によるなんでも相談において、さまざまな悩みや問題について対応できるよう、相談業務の充実を図ることが必要です。			

重点目標	多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進		部局名	市民参加協働部 上田地域自治センター	優先順位	5位	
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系			
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	上田市の外国籍市民数は、平成30年4月1日現在で57か国、3,655人で、昨年長野市を抜き、県内で2番目に多い自治体です。現在、外国籍市民は増加および定住化傾向であり、子育て教育、健康、住居、就労等生活者としてさまざまな課題が生じています。更に、高齢化問題も徐々に出てきています。こうした外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまるようになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。						
目的・効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっています。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが、次世代の担い手として日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります（平成29年5月1日現在外国人児童生徒の小中学校在籍数199人）。さらに、地域住民として日本人と外国人がお互いを理解しながら、共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつくられていきます。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○「上田市多文化共生推進協会」を核とした多文化共生事業の推進 (1)多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促します。 (2)「AMU」の広報・周知を進めます。	通年	(1)下記の企画・運営の場を設けます ・総会（年1回）・理事会（年4回程度） ・専門部会（交流・学習部会） ・実行委員会（必要に応じて発足） ・会員交流会（年1回） (2)公民館・自治会・大学や他組織等と共催・連携して事業を活性化するとともに、「AMU」の広報・周知を進めていきます。	(1) 下記の企画・運営の場を設けました。 ・総会を5月に開催しました。 ・理事会を8月に1回開催しました。 ・専門部会（交流、学習）を6月～9月に開催しました。 ・10月28日開催のうえだ多文化交流フェスタの実行委員会を9月に結成しました。 (2) 中央公民館と「多文化交流サロン」を5月と7月に、県国際化協会と「教育・進学ガイダンス」を7月に行いました。	(1) 下記の企画・運営の場を設けました。 ・総会1回、理事会2回、開催しました。 ・専門部会（交流、学習）を13回開催しました。 ・10月開催の「うえだ多文化交流フェスタ」実行委員会を9月に、また、12月開催の「防災講座」実行委員会を10月に結成しました。 ・会員交流会を12月に1回開催しました。 (2) 中央公民館との「防災講座」や、長野県国際化協会との「教育・進学ガイダンス」など、他組織と連携した事業を7回実施し、その中では「AMU」の広報・周知も合わせて行いました。		
②	○多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進 (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関するフォーラム等を開催します。 (2) 外国籍市民へ交流の場づくりや災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等さまざまな支援を進めます。 (3) 外国籍市民の自立と社会参加を促すため、交流会や講座を開催します。	通年	(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解が深まり、参加・協力が得られるよう、多文化交流フェスタやフォーラム等を開催します（フェスタ1回、フォーラム1回）。 (2) 社会参加を促す交流会、外国籍市民を講師とした講座、及び防災講座等を実施します（交流会4回、講座5回）。	(1) フェスタを10月28日に、フォーラムを12月1日に開催するための準備を進めています。 (2) 異国の地に住む悩みなどをお互いに受け止め、地域での繋がりを創るための「多文化交流サロン」で、外国籍市民が発案した会を5月と7月の2回実施しました。また、外国籍市民を講師とした料理講座を6月に1回実施しました。	(1) フェスタを10月に、フォーラムを12月に開催し、フェスタは450人、フォーラムは68人の参加がありました。 (2) 交流会は全4回で、社会参加を促す「多文化交流サロン」では外国籍市民が自国の文化を紹介する会を3回開催し、また、AMU会員とフェスタ参加者との交流会を1回実施しました。 講座は全4回で、外国籍市民を講師とした料理講座を2回開催、絵本の読み聞かせ講座を2回実施、「防災講座」は12月に開催し29人の参加がありました。		
③	○日本語教室への支援と次世代(子ども)育成の充実 (1) 大人向けの日本語習得を支援している日本語教室の運営を支援します。 (2) 外国籍の子ども学習支援者懇談会により、当支援者の横の繋がりを創ると共に、情報交換によるスキルアップを目指します。 (3) 外国籍の子どもが自ら未来を切り開いていけるよう学習サポートを学校や地域で行います。	通年	(1) 日本語ネットワークと連携し、大人の外国籍市民への日本語学習支援を充実していきます。 (2) 外国籍の子ども学習支援者懇談会を、教育委員会と連携して2回実施します。 (3) 外国籍の子どもへの学習支援として、当支援ボランティアを教育委員会と連携しながら、小中学校等へ派遣します。また、教育・進学ガイダンスを開催します。	(1) 日本語ネットワーク加入の各日本語教室へ訪問し、現状と課題を把握しました。 (2) 教育委員会と「外国籍子ども学習支援者懇談会」を7月に実施しました。 (3) 日本語や学習を支援するために、日程や内容を計画しました。神川小学校、東小学校、北小学校、第一中学校へ市民ボランティアを4人派遣しました。また、教育・進学ガイダンスを県国際化協会と連携して7月に中央公民館で実施しました。	(1) 日本語ネットワーク加入の各日本語教室間の情報共有等を目的として、当ネットワーク会議を3月に開催しました。 (2) 教育委員会と「外国籍子ども学習支援者懇談会」を、2回開催しました。 (3) 小中学校へ、日本語学習支援のため、市民ボランティアを1年を通して4人派遣しました。また、教育・進学ガイダンスを7月に開催しました。		
④	○外国籍市民への情報提供と相談窓口の継続 多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語で情報発信を行います。	通年	(1) 多言語の広報紙を毎月発行し、ハローワークや会社等へ発送します。 (2) 外国人総合相談窓口で各種相談に対応し、相談内容に応じて他専門部署と連携していきます。 (3) バイリンガル相談員は相談員研修会等に参加し、一層のスキルアップの向上を図ります。	(1) ポルトガル語と中国語で毎月広報紙をハローワークや会社等へ配布しました。 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口配置して、住民登録関係等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し生活支援を行いました。 (3) 東京入国管理局主催の在留資格等に係る相談会にて、窓口相談における不明点について明らかにしました。	(1) ポルトガル語と中国語で毎月広報紙を作成し、小中学校や会社等63箇所へ549部、配布しました。 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口配置して、手続きや悩みごと等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し、生活支援や問題解決の一助を担いました。 (3) 県主催の外国人住民相談員研修会等、総合相談におけるスキルアップを図りました。		
⑤	○外国人集住都市会議と連携した国等への要望の実施 外国人集住都市会議参加の15都市が連携し、自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について、国等への要望を検討します。	通年	(1) ブロック会議（年7回程度）のテーマについて協議します。 (2) 全体会（年2回程度）に参加します。 (3) 首長会議に出席し、国への要望を協議します。	(1)(2) ブロック会議3回と全体会1回に出席し、主に、1/29に開催する外国人集住都市会議（首長会議）の内容について協議しました。	(1)(2) ブロック会議を6回と全体会2回に出席し、主に、今年度の首長会議内容と、国への要望を協議しました。 (3) 太田市で開催された首長会議で、外国人施策に係る財政的補助等について国へ提言しました。		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 (1) 外国籍市民が自立し、かつ自ら積極的に社会参加できるような企画を持ち込まれる方や、外国籍と日本籍の間に立って活動したい市民が多いことから、上田市多文化共生推進協会を中心に、地域の諸団体とも連携しながら、その市民と共に創り上げて行く講座やイベント等を開催します。また、この活動のさらなる広報・周知に努めます。 (2) 外国籍の子どもへの生活や学習支援を行っている市民が、その支援方法における悩みを抱えていることから、教育委員会等関係箇所と連携しながら、横の繋がりを創り、情報交換ができる体制を整えます。			○取組による効果・残された課題 (1) 上田市多文化共生推進協会を中心に、外国籍市民が自ら持ちこんだ社会参加に繋がる企画を積極的に取り入れ、その外国籍市民が講師となり地域の人々へ母国の文化などを発信しました。また、公民館等と連携しながら講座やイベント等を開催しましたが、連携先が市の機関に留まったことから、大学や自治会など、市とは別の機関との連携を発掘していく必要があります。 (2) 教育委員会と連携しながら、外国籍の子どもへの生活や学習支援者との懇談会を実施し、情報交換を行って悩み等を共有することができました。今後は、教育委員会と連携を図りながら、解決に向けた施策を展開していく必要があります。			